平成２８年（フ）第３２４号
神戸市兵庫区熊野町４丁目４番19号
債務者　岡田　和浩
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７４号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番８－401号、従前の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番21－912号
債務者　澤原佳代子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７７号
神戸市垂水区山手３丁目４番１号富士マンション101号
債務者　大榮　良宗
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７８号
神戸市垂水区山手３丁目４番１号富士マンション101号
債務者　宮浦五月こと　大榮　五月
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８１号
神戸市灘区桜ケ丘町11番１－208号
債務者　大村　君子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８号
兵庫県宍粟市山崎町山田211番地１　ＫＳビル206
債務者　八木　隆幸
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県宍粟市山崎町山田211番地１　ＫＳビル206
債務者　八木　美佳
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目12番10号
債務者　西川ひとみ
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
熊本県合志市須屋574番地１　県営住宅５棟206号
債務者　戸上　京子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８４号
青森県むつ市大字関根字前浜42番地47
債務者　小松　　修
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
青森県むつ市大字関根字前浜42番地47
債務者　小松　康子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
青森市大字新城字山田677番地598
債務者　石田　昌子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
青森市大字高田字朝日山809番地237
債務者　相馬加奈子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
広島県福山市加茂町字上加茂63番地78
債務者　前迫敏美こと　曹　　敏順
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６３号
広島県福山市加茂町字上加茂63番地78
債務者　前迫　卓司
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５２号
青森市蛍沢１丁目７番５号
債務者　千葉　貴弥
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
青森県上北郡七戸町字金沢平354番地２
債務者　角鹿美穂子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係